

母性保護管理規程

株式会社エムエムインターナショナル

第1条（目的）

この規程は、妊娠中から出産後1年以内における女性社員の母性保護管理に関する取扱いについて定めたものである。

第2条（時間内通院）

1. 妊娠中の女性社員が母子健康法による健康診査等のために勤務時間内に通院する必要がある場合には、申し出により以下に定める時間内通院をすることができる。但し、医師の指示がある場合には、その指示による回数を認める。
 - (1) 妊娠23週まで・・・・・・4週間に1回
 - (2) 妊娠24週から35週まで・・・2週間に1回
 - (3) 妊娠36週以降・・・・・・1週間に1回
2. 前項における通院時間分については出勤扱いとせず、無給とする。但し、年次有給休暇を付与するための継続勤務年数の計算にあたっては、継続勤務したものとして通算する。

第3条（時間内通院の申し出）

1. 女性社員が会社に対して時間内通院を申し出るにあたり、通院の月日、必要な時間、医療機関等、妊娠週数を申し出るものとする。
2. 会社は妊娠週数または出産予定日を確認する必要がある場合には、本人の承認を得て出産予定日証明書等の証明書類の提出を求めることができる。

第4条（勤務中の休憩）

1. 妊娠中の女性社員が業務を長時間継続することが身体に負担になる場合、申し出ることにより所定の休憩以外に次に掲げるものを受けることができる。
 - (1) 休憩時間の延長
 - (2) 休憩回数の増加
 - (3) 休憩時間帯の変更
2. 前項1号ならびに2号における時間分については無給とする。

第5条（通勤緩和）

妊娠中の女性社員は申し出ることにより会社の出社、退社に関して次の各号に定める措置を利用することができる。

- (1) 所定労働時間の短縮（1日2時間の範囲）

第6条（転宅転勤異動の制限）

1. 妊娠中および出産後1年以内の女性社員は、転宅転勤異動の制限を希望することができる。但し、転宅転勤異動の制限を希望できる期間は出産後1年までとする。

2. 前項の適用を受けようとする場合は、事前に所定の申請書に証明書類を添付し提出しなければならない。

第7条（症状等に対応する措置）

1. 妊娠中および出産後1年以内の女性社員が、医師から、勤務状態が健康状態に支障を及ぼすとの指導を受けた場合は「母性健康管理指導事項連絡カード」に基づき以下に定めることが認められる。
 - (1) 業務負担の軽減
 - (2) 負担の少ない業務への転換
 - (3) 勤務時間の短縮
 - (4) 休業
2. 前項3号は次の各号に定める措置とする。
 - (1) 所定労働時間の短縮（1日2時間の範囲）

第8条（賃金の減額）

1. 第5条1号および第7条2項1号の適用を受ける場合は、1日1時間の短縮で基本給の10%、1日2時間の短縮で基本給の20%を減額する。
2. 第7条1項4号は出勤扱いとせず、無給とする。

第9条（社会保険の取り扱い）

パートタイマーが第5条1号および第7条2項1号の適用を受ける場合は、届け出ることにより社会保険資格を喪失しない措置を受けることができる。

第10条（法令との関係）

母性健康管理等に関して、この規定に定めのないところについては、男女雇用機会均等法その他法令の定めるところによる。

附則

本規程の所管部は管理部とする。

本規程は平成24年12月16日から施行